

東日本大震災に関連する金融支援の状況

(2011.12 末時点)

2012 年 1 月

---

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

経営支援情報センター

---

## 目次

1. はじめに .....	1
2. 被災地における貸出債権の状況 .....	1
3. 支援融資制度の整備状況 .....	2
4. 政府系金融機関等の制度利用状況 .....	3
5. 二重債務問題の状況 .....	5
6. ファンド手法による資金供給 .....	6
7. 市民ファンドによる取組み事例 .....	7
8. 東日本大震災に係る復興基金の創設 .....	9
9. おわりに .....	9

## 1. はじめに

東日本大震災発生から約 9 ヶ月、被災地において、特に生活面においては各種支援制度の実施により徐々に復興の歩みを進めている傍らで、産業復興面では沿岸部を中心としていまだに困難な状況に置かれる中小企業者が多い。産業面の復興が遅れる主な要因としては「生活の復旧の優先」、「当該地域の復興計画策定の遅れ」、「二重債務問題」、「津波浸水地の土地の利用制限」などが挙げられている。そこで産業復興における金融事情について、統計資料や事例をもとに簡単に現時点（平成 23 年 12 月末）までの振り返りを行うこととする。

## 2. 被災地における貸出債権の状況

平成 23 年 12 月 28 日に金融庁より公表された「東日本大震災以降に約定返済停止等を行っている債務者数及び債権額（被災地 3 県（岩手県、宮城県、福島県）に所在する金融機関からのヒアリング）」によると、9 月末時点でヒアリング対象の民間金融機関の債権額のうち、法人向けの約定返済一時停止および条件変更契約を締結した先・債権額の合計はそれぞれ 12,044 先・6,108 億円である（図表 1 参照）。

図表 1 東日本大震災意以降に約定返済停止等を行っている債務者数及び債権額  
（被災3県(岩手県、宮城県、福島県)に所在する金融機関からのヒアリング結果）

### ①約定返済を一時停止している債務者数及び当該債務者向け債権額(23年9月末現在)

	債務者数(先)			債権額(億円)		
	全体(住宅+法人)	住宅ローン	法人向け	全体(住宅+法人)	住宅ローン	法人向け
地域銀行(8先)	3,184	1,602	1,582	710	220	490
信用金庫(20先)	2,909	1,319	1,590	558	198	360
信用組合(10先)	297	72	225	69	8	61
主要行(3先)	102	30	72	72	6	66
合計	6,492	3,023	3,469	1,409	432	977

### ②正式に条件変更契約を締結した債務者数及び当該債務者向け債権額(23年3月11日～9月末)

	債務者数(先)			債権額(億円)		
	全体(住宅+法人)	住宅ローン	法人向け	全体(住宅+法人)	住宅ローン	法人向け
地域銀行(8先)	6,069	1,940	4,129	3,311	278	3,033
信用金庫(20先)	3,435	639	2,796	1,432	77	1,355
信用組合(10先)	1,725	313	1,412	536	44	492
主要行(3先)	465	227	238	295	44	251
合計	11,694	3,119	8,575	5,574	443	5,131

①②合計	18,186	6,142	12,044	6,983	875	6,108
------	--------	-------	--------	-------	-----	-------

※1 地域銀行、信用金庫等(労働金庫を含む)、信用組合:被災3県に本店が所在する金融機関。

※2 主要銀行:三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行のうち、被災3県に所在する支店。

※3 上記の「全体」計数は、法人向け・個人向けのいずれも含む。

(注)端数処理の関係で公表資料と数値が異なる個所が存在する。

[参考]ヒアリング対象金融機関の貸出債権額総額(23年9月末現在)

合計 131,569億円 (地域銀行99,960億円、信用金庫等20,900億円、信用組合4,250億円、主要行6,459億円)

(出所)金融庁 平成23年12月28日報道発表資料より著者作成。

この資料は5月末時点<sup>1</sup>から順次公表されているが、その推移を見ると、9月末時点では5月末に比べ約定返済一時停止先・債権額は徐々に減少（▲3,515先・▲1,535億円）する一方、条件変更契約を締結した先・債権額は増加（+4,936先・+2,924億円）している。約定返済を一時停止していた先が条件変更契約締結先へ移行した企業等があるためであるが、それ以上の勢いで条件変更締結先・債権額が増加していることから、被災地において返済に行き詰まる企業が増えていることが伺える。

### 3. 支援融資制度の整備状況

震災発生後、政府による中小企業向け支援融資制度は早い段階から整備が進められた（国が創設した主な資金繰り関連の公的支援制度は前レポートの図表<sup>2</sup>を参照。制度開始以降、利用対象者の拡大や取扱い期間の延長等を行い現在に至っている。）。

今回の災害は地震後の津波等で直接的被害の大きかった岩手、宮城、福島、青森、茨城のほか、栃木、千葉、新潟、長野（この9県を政令により特定被災区域という）まで広範囲に及んだことから、これら地方公共団体でも災害対策特別融資制度・保証制度などを創設し、国の制度の補完として資金対応している。また、民間の地域金融機関でも震災復興融資制度を設けており、震災の被害を受けた地域中小企業の復興資金需要に応える体制を整えている（代表的な制度は下記の図表2を参照）。これら一連の制度については、最新の情報をもとに取りまとめた資料<sup>3</sup>を信金中央金庫が刊行しているので参考にされたい。

図表2 特定被災区域の地方公共団体、地域金融機関の主な中小企業向け支援融資制度

自治体名	制度名	銀行名	制度名
岩手県	中小企業災害復旧資金	岩手銀行	災害復旧特別融資制度
宮城県	中小企業経営安定資金・災害復旧対策資金	七十七銀行	七十七災害対策ローン
福島県	震災対策特別資金	東邦銀行	災害復旧緊急融資
青森県	平成23年度東北地方太平洋沖地震中小企業災害復旧枠	青森銀行	東北地方太平洋沖地震被害者救済融資制度
茨城県	東日本大震災復興緊急融資	常陽銀行	東北地方・太平洋沖地震被害復旧緊急融資
栃木県	東北地方太平洋沖地震緊急対策資金	足利銀行	あしぎん災害復旧支援資金
千葉県	セーフティネット資金(災害緊急対策)	千葉銀行	東日本大震災被害復旧融資制度
新潟県	セーフティネット資金	第四銀行	だいし景気対策緊急特別融資
長野県	東日本大震災復興支援資金	八十二銀行	地震災害特別融資

(出所) 信金中央金庫資料(脚注2)及び各種資料より著者作成

更に付け加えるならば、特定被災区域以外でも東京都、札幌市などの地方公共団体で同様

<sup>1</sup> 9月に発表された同資料（5月末現在）を見ると、法人向けの約定返済一時停止・条件変更した先／債権額はそれぞれ6,984先+3,639先の合計10,623先／2,512億円+2207億円の合計4,519億円であった。但し、被災の影響により一部集計できない信用金庫が2先あった。

<sup>2</sup> 中小機構「被災中小企業の資金調達について」（2011.8）図表3を参照。

<sup>3</sup> 信金中央金庫 地域・中小企業研究所（2011）金融調査情報23-3「東日本大震災にかかる中小企業向け支援融資制度の概要について」<http://www.scbri.jp/PDFkinuychousa/scb79h23s03.pdf>

の制度が設けられている。また、他の民間金融機関（地方銀行、第二地方銀行、信用金庫等）でも各種支援融資制度を設け、震災関連の資金ニーズに対応している。

#### 4. 政府系金融機関等の制度利用状況

中小企業庁は毎週、国の制度として実施している融資制度（日本政策金融公庫、商工中金）及び、保証制度の実施状況についてデータを公表している。下記の図表3は平成23年12月30日にまでの実施された融資・保証実績の速報値である。融資実績合計は3兆9,924億円、保証実績は5兆2,403億円となっている。

図表3 東日本大震災後の資金繰り支援策の実施状況(2011年3月14日～12月30日)

融資実績					
		貸付合計(公庫、商中)	東日本大震災復興特別貸付(5月23日～)	災害復旧貸付(3月14日～5月22日)	セーフティネット貸付(3月14日～5月22日)
累計	件数	198,204件	151,479件	7,369件	39,356件
	金額	3兆9,924億円	3兆2,893億円	884億円	6,147億円
先週の実績	件数		8,431件		
	金額		2,545億円		
保証実績					
		保証合計(保証協会)	東日本大震災復興緊急保証(5月23日～)	災害関係保証	セーフティネット保証5号
累計	件数	292,770件	68,087件	3,003件	221,670件
	金額	5兆2,403億円	1兆6,117億円	416億円	3兆5,869億円
先週の実績	件数	7,374件	1,401件	7件	5,966件
	金額	1,462億円	264億円	1億円	1,197億円
※先週とは、12月24日～12月30日					
※いずれも速報値であり、事後に修正される可能性があります					

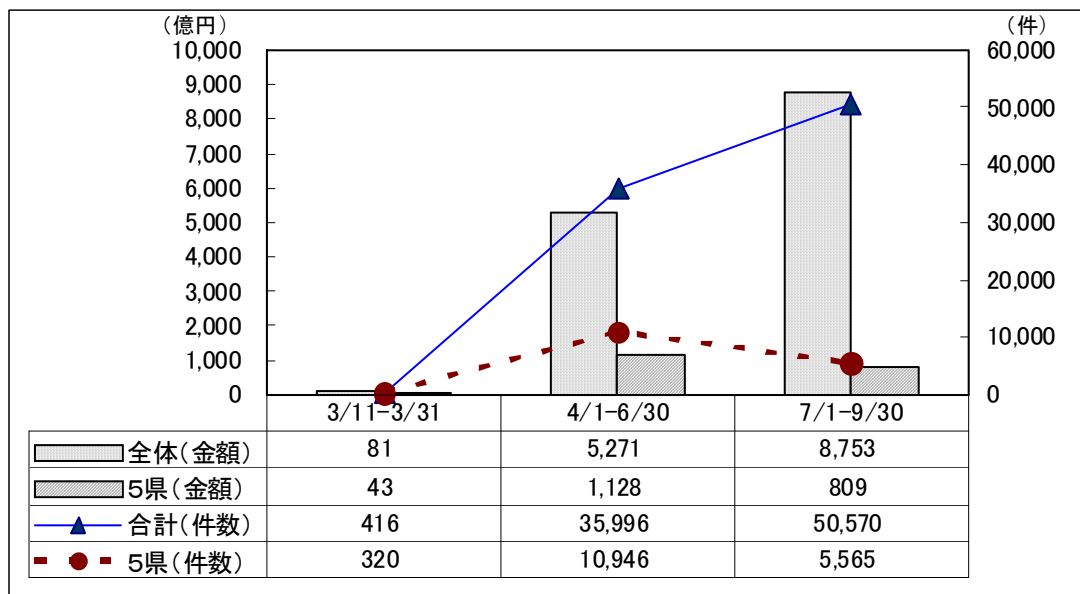
(出所)中小企業庁 東日本大震災後の資金繰り支援策の実施状況  
<http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/shikinguri/earthquake2011/index.htm>

また、上記のうち、国の制度として実施された「東日本大震災復興特別貸付制度」の利用状況に詳細については、時点が少し遡るが、日本政策金融公庫と商工中金からそれぞれ10月末までの実績<sup>4</sup>が公表されている。これによると、日本政策金融公庫で約1兆6千億円(10万2,714件)、商工中金で約9,300億円(1万7,307件)の利用となっている。

<sup>4</sup> 日本政策金融公庫「日本公庫の東日本大震災関連融資の実績(3/11～10/末)」(平成23年11月15日)  
[http://www.jfc.go.jp/common/pdf/topics\\_111115\\_1.pdf](http://www.jfc.go.jp/common/pdf/topics_111115_1.pdf)  
 商工中金「商工中金の危機対応業務への取組みについて」(平成23年11月8日)  
[http://www.shokochukin.co.jp/newsrelease/pdf/nr\\_111108\\_01.pdf](http://www.shokochukin.co.jp/newsrelease/pdf/nr_111108_01.pdf)

より詳細に見ると、例えば、日本政策金融公庫では、震災直後から10月末までの実績推移が公表されている。下記の図表4は期間ごとの融資金額と件数の推移、図表5は平成23年10月末時点での累計融資金額・件数である。図表ではそれぞれ全体と太平洋沿岸部の5県を比較している。なお、この5県とは地震・津波の直接被害の特に大きかった「青森、岩手、宮城、福島、茨城」（以下、直接的被災地域という）をさす。

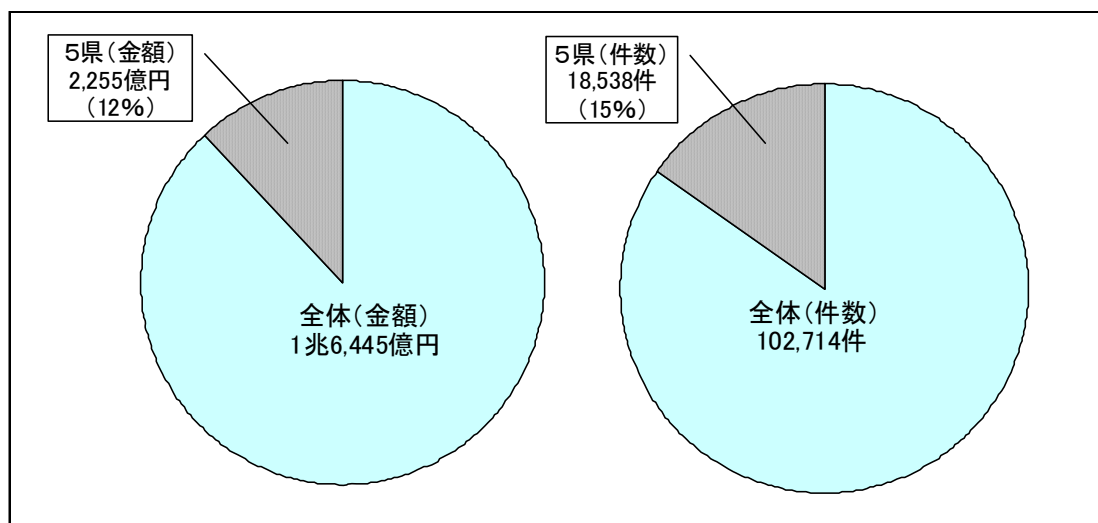
図表4 期間ごとの融資実績推移(速報値)



(出所) 日本政策金融公庫「日本公庫の東日本大震災関連融資の実績(3/11～10/末)」より著者作成。

平成23年11月15日ニュースリリース [http://www.jfc.go.jp/common/pdf/topics\\_111115\\_1.pdf](http://www.jfc.go.jp/common/pdf/topics_111115_1.pdf)

図表5 全体に占める5県の融資実績の割合(2011年10月末時点)(速報値)



(出所) 日本政策金融公庫「日本公庫の東日本大震災関連融資の実績(3/11～10/末)」より著者作成。

平成23年11月15日ニュースリリース [http://www.jfc.go.jp/common/pdf/topics\\_111115\\_1.pdf](http://www.jfc.go.jp/common/pdf/topics_111115_1.pdf)

3月末が決算期である企業が多いため、震災当初は仕入先や給与支払いなど当面の資金繰りに利用する企業が主だった。しかし、地震・津波の直接的被害を受けた企業においては、夏前のヒアリング時点ではまだ各種制度の利用段階に至る状況になく、操業再開より従業員・関係者の安否確認や生活面での復旧を優先させていたようである。

日本公庫によると、震災直後（3/11～3/31）までの利用状況は件数、金額とも直接的被災地域（「青森、岩手、宮城、福島、茨城」）の5県の利用が過半数を占めていた。その後、電力不足の影響、サプライチェーンの寸断、風評被害等による売上げ減少など間接被害を受けた企業や、特定被災区域外の企業へも利用条件を緩和したことなどにより、10月末時点ではむしろ他地域での利用実績の方が多い状況となっている。直接的被災地域5県の利用実績は、金額ベースで全体の約12%（件数ベースでは15%）を占めるに過ぎない。被害が大きい企業の復興が進んでいないこと、津波の浸水地域等の建築制限の解除の遅れ、二重債務問題の対応の遅れ等の理由により、5県での利用がまだ進んでいないのではないかとのコメントを頂いた。一方、商工中金の最近のニュースリリース<sup>5</sup>では津波被害で全壊した水産加工業者の工場の再建費用（1億円）や、サービス事業者のインフラ関係施設の復旧費用への特別貸付（1億円）の実行など、徐々に資金供給が行われる事例が出てきており、二重債務問題の解決スキームの実施とともに、これから本格化するものと思われる。

なお、各種制度については随時強化・見直し（金額、利率、無利子枠、無担保枠、利子補給、対象者、利用範囲等）が行われており、実際の利用に関しては取り扱い窓口に直接確認されたい。

## 5. 二重債務問題の状況

これまで説明してきた被災地への支援融資制度を含め、事業者の復興に向けた民間の金融機関等からの通常の資金供給上のネックになっていたのが二重債務問題（二重ローン問題）である。まず、政府により被災各県に「産業復興機構」<sup>6</sup>の設置が進められてきた。それに加え、平成23年11月21日、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案が可決成立し、来春「事業者再生支援機構」が発足することとなった。ここに来てようやく債権買取に関して、その全体スキームが固まりつつある。2. で説明の通り、被災地の民間金融機関において返済の滞る貸出債権が約6,000億円あり、二つの機構により前者で約1,500～2,000億円、後者で約5,000億円程度の債権買取が可能としている。また、事業者再生支援機構では懸案だったリース債権や信用保証協会が持つ求債権も買取対象とされ、産業復興機構では救済が困難な事業者をカバー<sup>7</sup>するとしている。両機構の連携により、二重債務を

<sup>5</sup> 商工中金 NEWS RELEASE（平成23年11月28日、11月29日）

[http://www.shokochukin.co.jp/newsrelease/pdf/nr\\_111128\\_01.pdf](http://www.shokochukin.co.jp/newsrelease/pdf/nr_111128_01.pdf)

[http://www.shokochukin.co.jp/newsrelease/pdf/nr\\_111129\\_01.pdf](http://www.shokochukin.co.jp/newsrelease/pdf/nr_111129_01.pdf)

<sup>6</sup> なお、平成23年12月末時点では岩手県、宮城県、福島県、茨城県に産業復興機構及びその前段階の相談に応じる産業復興相談センターが設立され、青森県では産業復興相談センターが設立された。このスキームでは中小機構がファンドの80%まで出資することになっている。11月17日、岩手県産業復興機構において、津波被害により全壊した老舗和菓子店（従業員5名）の債権買取を行った（第1号案件）との報告が寄せられている。

<sup>7</sup> 事業者再生支援機構は、「産業復興機構では救済が困難な事業者、小規模事業者、農林水産業者、医療福祉事業者を重点対象とする」とされている。

抱える事業者の復興・再生を円滑に行うため、明確な役割分担、分かりやすい基準のもとで速やかな買取を実行することが望まれる。また、買い取り実施後の企業のモニタリングや再生支援・経営支援の実施等、きめ細やかな事後サポートも必要であろう。

## 6. ファンド手法による資金供給

大企業、もしくはそのサプライチェーンにおいて重要な位置に置かれる中小企業については、系列企業<sup>8</sup>や大手金融機関による支援によりいち早く企業活動の復旧が進んだ。また、金融機関等が直接被災地の企業へ投資をするファンドや、運用財産の一部を被災地へ寄付する投資信託が設定されるなど、様々な動きが出てきている（図表 6 参照）。

例えば、信金中央金庫が 12 月 19 日に設立された復興支援ファンド「しんきんの絆」は、主に被災 3 県（岩手、宮城、福島）を中心として、東日本大震災の被災地域に所在する信用金庫取引先の中小企業に対し、劣後ローンや優先株式等の資本性資金を直接供給することにより、中小企業の再生に必要な資本の充実を図るスキーム（図表 7）である。これにより、被災地の信用金庫はこれまでの融資等の従来の取引関係を維持しながら中長期的な資金繰りサポートを行うことが可能となり、加えて信用金庫のネットワーク・ノウハウを活用した再生支援や販路拡大、中小機構等の外部機関との連携による経営支援等を行うことにより投資後もきめ細かいサポートを行うとしている。

図表 6 主な被災地向け投資支援

種類	名称	運用者	金額	特徴など
ファンド	投資事業有限責任組合しんきんの絆 (平成23年12月19日設立)	信金キャピタル	50億円	東北3県(岩手、宮城、福島)を中心に被災地域の信金取引先に劣後ローン、優先株式等の資本性資金を提供。(LP: 信金中金)
ファンド	岩手元気いっぱい投資事業有限責任組合 (平成23年8月設立)	東北復興パートナーズ (※)	50億円 (当初)	一時的に業績が低迷している被災地域の有力企業に対して、劣後ローン・優先株等のリスクマネーを提供。(LP: DBJ、岩手銀行)
ファンド	みやぎ復興ブリッジ投資事業有限責任組合 (平成23年8月設立)	東北復興パートナーズ (※)	50億円 (当初)	一時的に業績が低迷している被災地域の有力企業に対して、劣後ローン・優先株等のリスクマネーを提供。(LP: DBJ、七十七銀行)
ファンド	ふくしま応援ファンド投資有限責任組合 (平成23年8月設立)	東北復興パートナーズ (※)	50億円 (当初)	一時的に業績が低迷している被災地域の有力企業に対して、劣後ローン・優先株等のリスクマネーを提供。(LP: DBJ、東邦銀行)
ファンド	いばらき絆投資事業有限責任組合 (平成23年10月設立)	SFGパートナーズ(※)	50億円 (当初)	一時的に業績が低迷している被災地域の有力企業に対して、劣後ローン・優先株等のリスクマネーを提供。(LP: DBJ、常陽銀行)
投資信託	東日本復興支援債券ファンド1105 (平成23年5月設定)	野村アセットマネジメント	487億円 (純資産額: 11/末)	復興に寄与する発行体の債券に投資。純資産額の一部を被災地へ寄付(第1回目として49百万円を被災地自治体等へ寄付予定)。
投資信託	ダイワ・ニッポン応援ファンドVol.3 (平成23年5月設定)	ダイワ投資信託委託	225億円 (純資産額: 10/末)	復興に限らず成長が見込める日本企業株式に投資。純資産額の一部を被災地へ寄付(年0.36%、計5回予定)。
投資信託	しんきん復興支援育英ファンド (平成23年7月設定)	しんきんアセットマネジメント投信	47億円 (純資産額: 11/末)	復興に関連した公社債、国内株式に投資。純資産額の一部を被災地(年0.225%をあしなが育英会等)へ寄付。

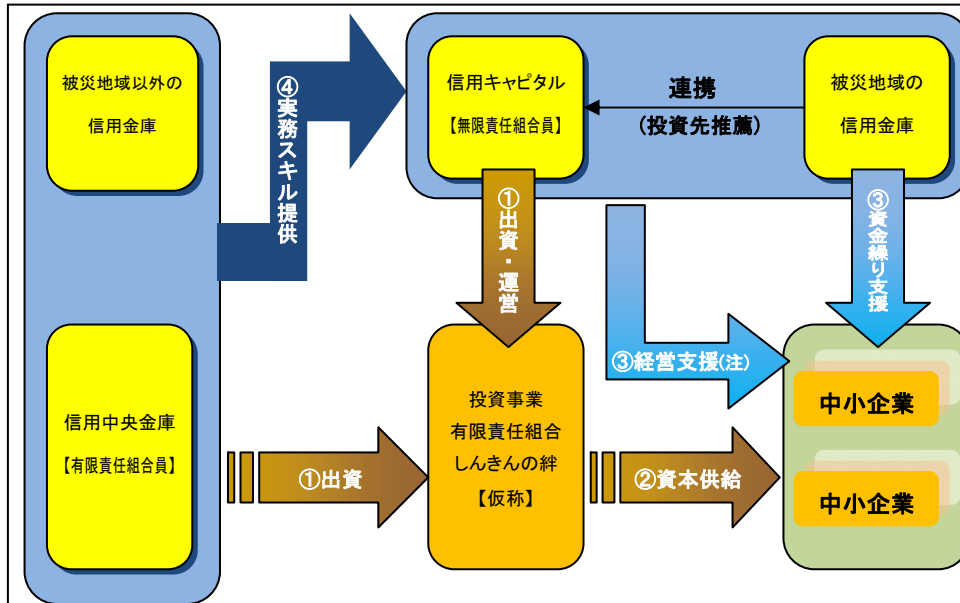
※(株)東北復興パートナーズ、(株)SFGパートナーズは(株)日本政策投資銀行(DBJ)の100%出資会社。

(出所)各種資料をもとに著者作成。

<sup>8</sup> 例えば、日本政策投資銀行（DBJ）と日本自動車部品工業会は自動車産業のサプライチェーンを支える部品会社を支援するため約 500 億円規模のファンド「サプライチェーン・サポート投資事業有限責任組合」を平成 23 年 6 月 2 日に設立している。



図表 7 復興支援ファンドのスキームファンド(例:しんきんの絆)



(出所)信金中央金庫ニュースリリース(平成 23 年 12 月 19 日)より

<http://www.shinkin-central-bank.jp/pdf/fukkousien2312.pdf>

## 7. 市民ファンドによる取組み事例

こうした金融機関の動きと並行して、NPO や支援組織等<sup>9</sup>による復興資金供給のスキームも進められている。前レポート<sup>10</sup>でも紹介したミュージックセキュリティーズ(株)による「セキュリティ被災地応援ファンド」に続き、その後も新たな動きが出てきている。

例えば、被災地のベンチャー・中小企業を支援する非営利団体「一般社団法人 MAKOTO (代表理事: 竹井智宏、設立: 平成 23 年 7 月 25 日)」は、市民ファンドである「復興志士ファンド」(スキームは図表 8 参照)を創設した。ファンド総額は 5 億円の予定である。

竹井氏はもともと東北にあるベンチャーキャピタルの出身で、震災後は発起人の一人としてセキュリティ被災地応援ファンドおよび ICT 復興支援国際会議のプロジェクトを立ち上げ、各種の復興支援活動に尽力してきた。被災地の資金調達環境は、企業側の資金ニーズと供給側の金融機関にギャップがあり、思うように機能していない状態を見て、ベンチャーキャピタルを退職し、宮城県仙台市にこの法人およびファンドを立ち上げた。

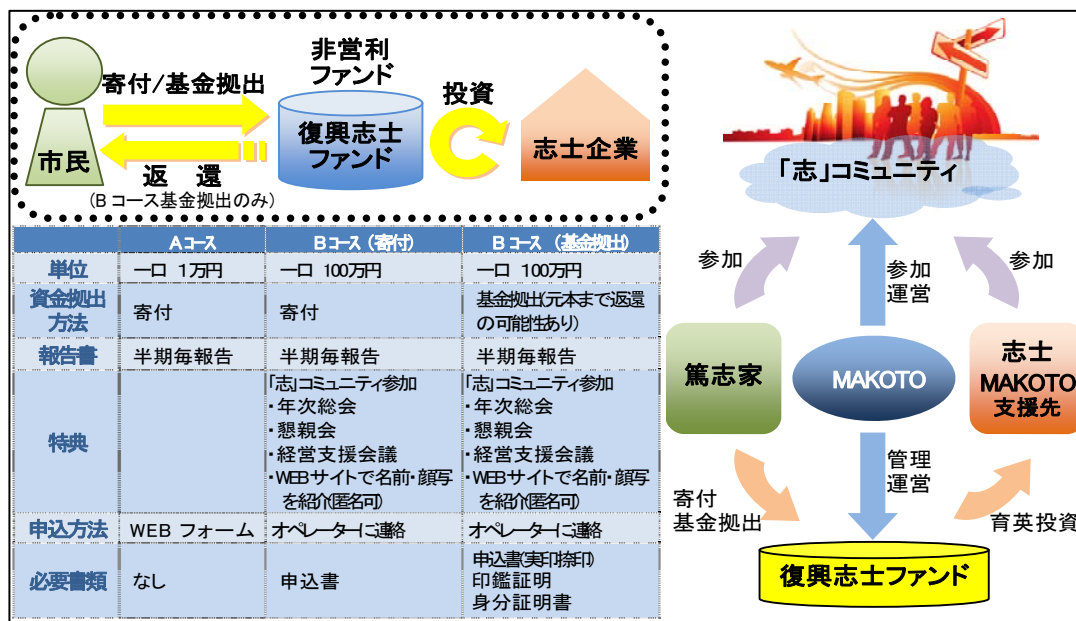
銀行による融資や従来の投資モデルは、営利を目的としており、被災地の企業には資金供給を行う事が難しいのが現状である。そこで被災地において非営利のファンドを作り、

<sup>9</sup> 例としては次のもの等がある。災害支援活動を専門に行う民間の連携組織「公益社団法人 Civic Force (シビックフォース)」は、行政や金融機関から支援を受けにくい事業者への資金や課題に対応するため、産業復興支援基金として別組織「一般財団法人 東北共益投資基金」を設立した。寄付金を中心に総額 5 億円の基金(うち 2~3 億円はシビックフォースが拠出)を目指し、新しい地域経済の中核を担う共益事業※に投資する計画である。1 件当たり数千万円規模で値募債や転換社債を引受ける形式で資本参加し、投資後もノウハウ提供や経営支援で継続的なサポートも行う。(※ここでは、東北固有の伝統産業の承継支援、商店街や地場企業の新展開、地域資源を生かした新規事業により共益経済の裾野拡大、持続発展、経済インフラ創出、波及効果、生産販売生態系の復興等を期待するものと説明されている。)

<sup>10</sup> 中小機構「借入によらない資金調達について」(2011.7) 2. (2) を参照。

本当に必要とされるところへ資金供給を行い、その問題点を解決することを目指している。また、このファンドを通じて、復興をリードし、新しい東北経済・日本経済を担うヒト・企業を育成するため、「志」を持った被災地の起業家・経営者や被災地から立ち上がる若者を支援している。

図表 8 復興志士ファンドのスキーム図



(出所)一般社団法人 MAKOTO ホームページより <http://www.mkto.org/>

このファンドは、主に個人の寄付からなる A コース（1口1万円から）、法人や篤志家の寄付又は基金拠出による B コース（1口100万円から）を設けて資金を募る。また投資家と企業（ここでは「志」を持つ経営者を「志士」と呼んでいる）のコミュニティを形成し、各プロジェクトの連携、ノウハウの共有、お互いの人脈の紹介などを行う。MAKOTO は事業アイデア創出、事業計画策定、チームビルディング、資金調達、販路開拓などの経営支援全般を手がけることで、資金調達と経営支援の両面から加速度的に復興を後押しする仕組みを構築する。

被災地の経済を回復させるには、従来と同じビジネスだけでは不十分であるとの考えから、投資対象企業としては、「グローバル」と「イノベーション」をキーワードとし、東北の強みを生かした世界市場に展開する事業を考えている。但し、投資先選定の基準については技術やビジネスモデルより復興に対する「志」を重視し、被災地に強い雇用を作り出せることを目指している。また、技術系に限らず、サービス系や伝統工芸など幅広く対象としたい考えである。

投資対象企業には、株式上場を目指せるような企業はほとんど無いが、そのような企業にも資金を供給するため、投資は株式上場のキャピタルゲインを狙ったものではなく、売上・利益の中から返すプロジェクトファイナンスのスキームを用いて投資するとしている。

事業の成否には入念な事前準備が必要であるとの考えから、投資後のハンズオン支援ではなく、投資前の支援を特に重視して取り組んでいる。また、復興には長期にわたる活動

が予想されるため、次の世代を担う 20～40 代の若い起業家・経営者を支援していく方針も特徴的である。

## 8. 東日本大震災に係る復興基金の創設

今回の震災では、新たに「取崩し型復興基金」が創設された。これは阪神淡路大震災等の災害時にも創設された運用型基金（スキームは前レポート<sup>11</sup>を参照）ではない。現在の低金利の状況では運用型基金で十分な運用益が出ることが困難であるため、初めて「取崩し型基金」を設置することとなったものである。予算措置額は総額で約 2,000 億円程度、特定被災地方公共団体である 9 県に 12 月をめどに特別交付税として措置される予定である。各県への配分（予定）は図表 9 の通り。

図表 9 復興基金の各県配分

(億円)	
都道府県	措置予定額
青森県	80
岩手県	420
宮城県	660
福島県	570
茨城県	140
栃木県	40
千葉県	30
新潟県	10
長野県	10
合計	1,960

(出所)総務省報道資料 平成23年10月17日

復興基金により、資金の使途が限られる補助事業に比べ各自治体の独自の判断により復興事業を行うことが可能となる。生活面での復興、津波被災の土地の買い取り、産業復興など、基金を具体的にどのように使うかは自由で、単年度予算の枠にとらわれず弾力的に自治体の判断で利用できる。この自由度の高い基金の活用については、被災自治体の実情が異なるため地域により使い道はそれぞれだ。直接的に復興金融スキームにつながるものではないが、生活面や社会インフラの復旧のほか、基金の一部を中小企業の事業再開に係る金融支援や復興支援活動を行う NPO や団体等へのスタートアップ事業補助、コミュニティ再生等の復興金融分野にも活用されることなどが期待される。

## 9. おわりに

このように、国、自治体、金融機関、支援団体等により、官民を挙げて様々な震災復興の取組みが行われている。ただ、実際の復興はまだこれからである。被災地の事業者の復興のためには各種スキームによっても救われない層が無いよう、また、将来的な自立的復

<sup>11</sup> 中小機構「被災中小企業の資金調達について」(2011.8) 図表 1、図表 2 を参照。

興が達成されるよう、長期的スパンでの対応が求められる。

被災地域では、事業者単体での再生のみが復興の目標となるものではない。サプライチェーンの一連の再生も必要であり、また、特に被害の大きかった地域ではコミュニティの再生も同時に図られる必要がある。これらは自治体や行政レベルのみで簡単に解決できる問題ではない。震災当初より、物流や総合商社などの民間レベルでも復興支援活動を活発に行っており、行政との連携により地域再生の観点からもより一層の協業を進めていくべきである。

今回の震災では NPO や民間支援組織がいち早く被災地での支援に乗り出した。こうした活動主体は活動資金を義援金（支援金）や寄付に頼ることが多い。政府や自治体による直接的支援のほか、間接支援としてこうした民間組織の活動を支えるスキームを構築することで、より細やかな対応が可能となる。ただ、支援に乗じて義援金等にまつわる不祥事も散見される。そこで、自治体や公的機関等は、地元根ざした活動主体や、域外から被災地に来て復興を担う活動を行う事業者等に対し「認定」を行い、公的な事業の一部を担ってもらい仕組みなどが考えられる。公的なお墨付きにより、利用者も安心して支援を受けられることも重要であろう。事業補助のほか、市民ファンドへの公的資金からの出資なども一つの選択肢となろう。

震災直後は、全国各地からボランティアで復興支援活動を行ったり、現地に出向けなくても寄付金や義援金等で復興のサポートを行う人が非常に多かった。ただ、時間の経過とともに震災への関心が薄れていき、ボランティアや寄付金等が徐々に集まりにくくなっている。民間の支援団体では、支援活動の状況についてインターネットを活用して情報発信を行い、Web 上に支援者と被災企業のコミュニティを構築している事例もある。そこでの交流から遠隔地にいる支援者とのつながりを保っている事例もある。もう一歩進めるならば、復興支援を行いたい物理的に難しい人の思いを別の人（事業者）に託し、復興活動のコミュニティを継続的に維持発展させていく仕組み等も重要である。インターネットが普及した現在であれば、情報発信・共有は SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）等を利用することで可能である。こうしたコミュニティに支援活動資金（寄付や会費等）を募る機能を載せ、ネットとリアルの複合的交流ができるプラットフォームを構築する。小規模の市民ファンドが担っている役割もここに統合できる可能性もある。そして将来的には民間のこうした活動が自立的に事業展開できるようになる仕組みが必要である。

様々な復興支援制度や事業においても、被災された事業者の中には救われない層があるかもしれない。例えば、原発の避難区域や災害危険区域、津波の壊滅的被害等により事業再建を断念し廃業を選択された事業者などである。こうした事業者が再チャレンジしやすい社会的なサポートの仕組みが必要である。また、被災地では経営者の高齢化が進んでおり、再建を断念した場合は生活支援のスキームでサポートするとともに、こうした方々が被災地の次世代を担う若い世代への技能伝承や技術サポートなどを行ってもらい等の仕組みも重要である。その際、再チャレンジや新たな取組みに対する資金的サポートの仕組みを考える必要がある。こうした様々な活動に対し、支援団体の立ち上げ、事業支援やプラットフォームの構築、ルール作り等については、官民共同で進めることもできよう。長期に渡る復興支援において、国・自治体・法人・個人など様々な主体が連携できる自由度の高い活動が求められる。

復興支援における金融機能・金融支援スキームの役割は重要な手段の一つであるが、各実施機関がバラバラに活動しているだけではその機能を十分果たすことは出来ない。例えば、復興金融の推進上、懸案だった二重債務問題についてはようやく活動がスタートした段階である。このスキームでは既存債務の買取りと地域金融機関の新規融資を同時に行うとともに、その後の再生支援のフォローも行うとされている。支援機関と地域金融機関の連携により、事業推進上の課題解決に向け一層の協力体制強化が求められよう。今後は旧来的な組織の役割分担や手法に固執することなく、既存の枠組みを超えたドラスティックな連携や協業による復興支援が必要である。そして、いずれは公的支援を離れ、被災地域が自立的に復興していくよう息の長いサポートしていく必要がある。将来、被災地が人や企業を引き寄せ、新たな取組みを行いやすい地域となり、震災以前より魅力ある地域となるような復興を期待する。

<執筆>

中小企業基盤整備機構 経営支援情報センター ディレクター 矢口雅哉





独立行政法人  
中小企業基盤整備機構  
経営支援情報センター

〒105 - 8453 東京都港区虎ノ門3 - 5 - 1 (虎ノ門37 森ビル)

電話 03 - 5470 - 1521 (直通)

URL <http://www.smrj.go.jp/keiei/chosa/>

本書の全体または一部を、無断で複写・複製することはできません。  
転載等をされる場合は、上記までお問い合わせ下さい。